

お知らせ版



発行 下妻市役所 (〒304-8501 下妻市本城町2丁目22番地 編集 秘書課
市役所へのお問い合わせ ☎ 0296 43 2111 (代表)
下妻市ホームページ www.city.shimotsuma.lg.jp

案内

“茨城わくわく学園生きがい創造課程”中央校及び県西校受講者募集

開講場所 = [中央校] 水戸市千波町1918 県総合福祉会館他 [県西校] 下妻市本城町3-36 下妻公民館他

講座内容

[共通講座] (一般教養) 8日間 (28時間)

[選択講座]

中央校・・・歴史・絵画・陶芸・園芸から1科目選択 18日間 (72時間)

県西校・・・歴史・絵画・陶芸から1科目選択 18日間 (72時間)
<合計 26日間 (100時間)>

対象者 = 県内に居住する概ね60歳以上の方

募集締切 = 4月28日(金)

申込方法 = 申込用紙に必要事項を記入の上、茨城わくわくセンターまで郵送又はFAXでお申し込みください。なお、申し込み用紙は、介護保険課高齢福祉係にあります。

申込 問合せ 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 茨城わくわくセンター 〒310-8586 水戸市千波町1918 ☎ 029-243-8989 FAX 029-244-4652



はり・きゅう・マッサージ 施術費の助成

対象者 = 下妻市の住民基本台帳に登録されている方で、70歳以上の方または65歳以上で身体障害者手帳1・2級の方
助成金 = 1回 1,200円分の助成券を交付します。

・4月～9月申請者・・・10回分
・10月～3月申請者・・・5回分
施術機関 = 市内のはり・きゅう・マッサージ施術機関が利用できます。

助成券の有効期間 = 平成18年度分は、平成19年3月31日までです。

申請の手続き = 市介護保険課でおこなっています。印かんをご持参ください

問合せ 市介護保険課 (第二庁舎2階) 内線1537

寝具類洗濯乾燥 消毒サービス

対象者 = 市内に住所のあるおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、要介護状態もしくは傷病等により寝具類の衛生管理等が困難な方

内容 = 寝具類等の洗濯消毒乾燥サービスを年1回無料で行います。(掛布団、敷布団、毛布を3点セット)

問合せ 市介護保険課 (第二庁舎2階) 内線1537

申請の手続き = 市介護保険課でおこなっています。印かんをご持参ください。本人が申請できない場合は、代理でも結構です。

問合せ 市介護保険課 (第二庁舎2階) 内線1537

訪問理美容サービス

対象者 = 市内に住所のあるおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、要介護状態若しくは傷病等により理美容店へ出向くことが困難な方

内容 = 自宅で訪問理美容サービスを受けることができます。(1回2,500円の助成券を年3回分・本人負担1回1,000円がかかります)

申請の手続き = 市介護保険課で行っています。印かんをご持参ください。本人が申請できない場合は、代理でも結構です。

問合せ 市介護保険課 (第二庁舎2階) 内線1537

徘徊高齢者家族支援 サービス事業のご活用を

GPS (人工衛星を使った測位システム) を活用して、徘徊高齢者

の位置を探索し、通知する事業を実施しています。徘徊を心配するご家族のご利用をお勧めします。

利用対象者 = 次の項目にすべて該当する方です。

- ・市内に住民登録を有し、在宅で生活している方
- ・認知症により、ねたきり老人等福祉手当受給者を介護している家族

問合せ 市介護保険課 (第二庁舎2階) 内線1537

福祉用具を購入する うえでの注意

現在、在宅で生活している要介護等の認定を受けた方が、事業者から介護保険の対象となる福祉用具を購入した場合、その費用を償還払いで介護保険から支給されました。

しかし、介護保険法の改正により平成18年4月1日からは、介護保険対象となる福祉用具を購入する場合、県の指定を受けている事業者からの購入でないと償還払いの支給が出来なくなりますので、注意してください。

償還払い・・・購入にかかった費用をいったん全額自己負担し、市へ福祉用具購入費申請書(領収証及び購入した商品のパンフレット等を添付)を提出すると、9割分が後から支給されます。また、残りの1割は自己負担となります。(1年につき上限10万円)

問合せ 市介護保険課 (第二庁舎2階) 内線1538

平成18年度介護保険料の減免について(65歳以上の方)

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は前年の合計所得金額(地方税法の規定による)や世帯の状況に応じて平成18年度より

6段階に設定されました。

所得の低い方や無収入の方は低い保険料が適用されますが、この内、第1段階(生活保護者を除く)・第2段階及び第3段階の方で、収入等が少なく生活が著しく困窮している方を対象に、介護保険料の減免制度がありますのでお知らせいたします。

なお、平成18年度の介護保険料の減免申請の受付は4月11日からとなります。

対象者 = 介護保険料の所得段階が第1段階(生活保護者を除く)・第2段階及び第3段階の方で、次の減免基準をすべて満たす方

減免基準

世帯員全員が市民税非課税であること

世帯員全員に地方税法の規定による所得がないこと

世帯の年間収入金額が93万円以下であること。(世帯員が2人以上のときは、93万円に世帯主を除く世帯員1人につき28万円を加算した額)

市民税課税者に扶養されていないこと

市民税課税者と生計を共にしていないこと

資産等を活用してもなお生活が困窮している状態にあること

原則として、減免前の保険料に未納がないこと

減免対象保険料 = 減免を申請した日において、納期限が過ぎていない保険料

減免額

第1段階及び第2段階の方・・・納付すべき保険料の2分の1の額

第3段階の方・・・納付すべき保険料の3分の1の額

問合せ 申請 市介護保険 (第二庁舎2階) 内線1536・1538

ごみの野外焼却は禁止されています

最近、野焼き等の苦情が多く寄せられています。ドラム缶や簡易な焼却炉等を使った野外でのごみ焼却(野焼き)は、完全燃焼が難しく、ダイオキシン等の有害物質の発生を招くため禁止されています。

ダイオキシン類は、発がん性が確認されているほか、呼吸や食物を通して人の体内に摂取・蓄積されると、健康への影響が懸念される有害物質です。

また、煙等による近所迷惑にもなりますので、ごみ等の野外焼却はしないでください。

家庭から出るごみは、必ず市指定ごみ袋に入れ、各地区のごみ集積所に出すようにしましょう。

問合せ 市生活環境課 内線1422・1423

土砂等による土地の埋立 盛土は許可が必要です

産業廃棄物の不法投棄や違法埋立が全国的に問題化しています。市では、市民みなさんの安全と良好な生活環境を確保するため、不法投棄や違法埋立等に対する監視を強めています。

土砂等による土地の埋立、盛土等を行う場合は、「下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」による許可が必要であり、無届による埋立等や産業廃棄物による埋立等を行った場合は関係法令等により罰せられます。

土砂等による土地の埋立等を行う場合500㎡～4,999㎡は市の許可、5,000㎡を超える場合は県の許可が必要となりますので、所定の手続きをしたうえで事業を実施してください。

問合せ 市生活環境課 内線1422・1423

平成18年4月1日から
児童手当制度が拡充されます

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡充され、併せて、所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要となります

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市福祉事務所（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者のみなさん
（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童にかかる児童手当を受給していた保護者の方は、**特段の手続きをする必要はありません。**

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者のみなさん

（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者のみなさん

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を支給でき

る場合がありますので、該当する保護者の方は、**認定請求の手続きが必要**となります。

【認定請求書に必要な添付書類】

- ・年金加入証明書又は健康保険被保険者証の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
 - ・申請者名義の通帳（郵便局を除く）
 - ・所得証明書（下妻市（旧千代川村）に平成17年1月1日以降転入した方）
- などとなっています。

問合 市福祉事務所 児童福祉係
内線1573 公務員の方は勤務先にお問い合わせください

交通安全反射タスキをつけましょう

市交通安全対策協議会では、夜間の交通事故防止対策として、自転車・歩行者用の交通安全反射タスキを無料で配付しています。

対象者 = 市内在住の方
配付場所 = 市役所 本庁舎 2階 市民安全課、または千代川庁舎 1階 ぐらしの窓口課 来庁者1人につき1本のみ配付とします

問合 市交通安全対策協議会事務局（市市民安全課交通安全係内）
内線1432

もみじマークの無料配布

市交通安全対策協議会では、高齢運転者の交通事故防止対策として、高齢者運転標識（もみじマーク）を無料で配付しています。免許証を提示のうえ、お受け取りください。

対象者 = 市内在住で70歳以上の**運転者**

配付場所 = 市役所本庁舎 2階 市民安全課または千代川庁舎1階 ぐらしの窓口課 来庁者1人につき1組のみの配付とします。

問合 市交通安全対策協議会事務局（市市民安全課交通安全係内）
内線1432

いらなくなったチャイルドシートはありませんか

下妻地区交通対策連絡協議会では、いらなくなったチャイルドシートを、必要な方に紹介しています。

いらなくなった方
市役所に登録していただき、譲渡が成立しますと、3,000円の奨励金が当協議会より交付されます。

必要な方
市役所で紹介を受け、譲渡が成立しますと希望のチャイルドシートを無料もしくは安価で利用することができます。

事前に登録のないチャイルドシートの譲渡については、該当になりませんのでご注意ください。

問合 下妻地区交通対策連絡協議会事務局（市市民安全課交通安全係内）
内線1432

春の地域安全運動

平成18年4月21日から30日までの10日間、「みんなでつくる安心の街」をスローガンにした春の地域安全運動がおこなわれます。

みなさんにも、こどもの安全や車上ねらい・車両盗難の被害防止のため、次のことをお願い

します。
こどもを犯罪被害から守るため、通学路の安全確保のために地域のみなさんによるパトロールをさらに推進しましょう。
車上ねらい・車両盗難を防止するために

- ・車内には物を積んだまま離れない、ドアロックを忘れない、貴重品は車内には置かないの、3ない運動を推進しましょう。
- ・ハンドルロック、盗難防止装置の設置をする。
- ・自転車の防犯登録を必ずしましょう。

問合 下妻警察署 生活安全課
☎43-0110

指定ごみ袋取扱店のご案内

指定ごみ袋の取扱店が追加されましたのでお知らせします。

（新規取扱店）
ドラッグてらしま千代川店（本宗道）

問合 市生活環境課 リサイクル係
内線1424・1425

変わります 自動車税の月割計算

平成18年4月から年度の途中で売買や引越しによって、所有している自動車のナンバーが他都道府県のナンバーに変わっても、月割計算による自動車税の還付や新たな課税は行われなくなります。（廃車時の還付や新車購入時の課税は、従来どおり月割計算されます）

また、月割計算の廃止に伴い、他都道府県のナンバーに変更後、翌年度の5月30日までの間に車検を受ける場合は、転出前の都道府

県の車検用の納税証明書（所有者も変わる場合は、前所有者の証明書）が必要となりますので、次の点に注意してください。

- ・ナンバー付きの自動車を買ったり譲り受ける場合
必ず販売店や譲渡人から納税証明書を受け取るようにしましょう
- ・ナンバー付きの自動車を売ったり譲ったりする場合
必ず納税証明書を購入者または譲受人に引き渡しましょう
- ・引越しする場合
必ず引越する前に納税証明書の有無を確認しましょう

問合 筑西県税事務所 ☎24-9197
24-9184 / 県総務部税務課徴収グループ ☎029-301-2429

石綿(アスベスト)に関するお知らせ

平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されました。

労災保険法等で補償されない石綿（アスベスト）による中皮種や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方のご遺族に対して、医療費等の救済給付又は特別遺族給付金が支給されます。まずは、早めにご相談ください。

問合 筑西労働基準監督署
☎22-4564

ぐらしの窓口課 (千代川庁舎)の業務

ぐらしの窓口課（千代川庁舎）では、市民の皆さまの利便性を図るために、さまざまな業務をおこなっております。

市民課業務
住民票謄抄本・印鑑登録証明

書・戸籍謄抄本をはじめ、各種証明書等の交付
戸籍の届出（出生届・婚姻届・死亡届・その他）
住民登録の届出（転入・転居・転出・その他）
自動車臨時運行許可貸与（仮ナンバー）
その他、印鑑登録や住民基本台帳の閲覧など。詳しくはお問い合わせください。

保険年金課業務
国民健康保険の申請手続き
国民年金の申請手続き
老人保健の申請手続き
医療福祉（マル福）の申請手続き（一部を除く）
出産育児一時金・葬祭費の申請
国民健康保険のうち短期保険証の交付、国民年金のうち障害基礎年金・老齢基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の裁定請求、年金相談は本庁舎保険年金課で取り扱います。詳細はぐらしの窓口課までお問い合わせください。

税務課業務
原動機付自転車等の標識交付・廃車手続き（原付バイク等のナンバー）
税関係証明書（課税・所得・納税証明書等） 一部を除く

【福祉関係】
児童手当の手続き（転入・転出・出生等）
介護保険の手続き（転入・転出・死亡/要介護・要支援の認定申請等）

午後0時15分から1時までは、各種証明書の発行およびマル福用紙の交付のみとなります。各手続きについての詳細は、ぐらしの窓口課までお問い合わせください。

問合 市ぐらしの窓口課
内線2442～2445

お知らせ版



発行 下妻市役所 (〒304-8501 下妻市本城町2丁目22番地 編集 秘書課
市役所へのお問い合わせ ☎ 0296 43 2111 (代表)
下妻市ホームページ www.city.shimotsuma.lg.jp

案内

年金制度が変わります

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。平成18年4月からの主な変更点は、次のとおりです。

●平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。

満額の老齢基礎年金の場合、月額200円ほど引き下げとなります。

平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払(4月及び5月分)から年金額が変更となります。

●障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになります

障害を持ちながら働いたことが評価されるしくみとして、平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給(併給)することができるようになります。

なお、併給を申請される場合

は、選択申出書を提出していただく必要があります。

問合 ねんきんダイヤル(年金を受給している方) ☎ 0570-07-1165
下館社会保険事務所 ☎ 22-4591

休日在宅当番医変更のお知らせ

変更前

4月23日(日) 菊山胃腸科外科医院
6月18日(日) 木村外科内科医院
9月18日(月) 木村外科内科医院

変更後

4月23日(日) 平間病院
6月18日(日) 軽部病院
9月18日(月) 湖南病院/
とき田クリニック

行事・イベント

さしみの森 わかば祭り

日時 = 4月29日(土) 10:00 ~ 15:00 (雨天の場合は30日(日)に順延)
場所 = 県立さしま少年自然の家
費用 = 入場無料(一部のコーナーは有料)

内容 = ミニSL乗車(無料)、ポニー乗馬(100円)、ギター演奏(無料)、野点(300円)、金魚すくい(100円)、ヨーヨーつり(100円)、プラネタリアム(無料)、バルーンアート(50円)、森の工作(100円)、ドジョウつかみ(無料)、フリーマーケット、軽食販売等

問合 県立さしま少年自然の家
☎ 0280-86-6311
www.sashima.gakusyu.ibk.ed.jp

第4回連盟杯ソフトテニス大会

日時 = 5月21日(日) 8時30分集合(雨天の場合5月28日(日))
場所 = 柳原球場テニスコート
試合種目 = 一般男子の部、シニア男子の部、一般女子の部、ママさんの部
参加資格 = 市内在住または在勤する者、もしくは下妻市ソフトテニス連盟に加入している者
参加費 = 1チーム1,000円
申込締切 = 5月10日(水)厳守

申込 市ソフトテニス連盟事務局
宮本 保 (長塚38-1)
☎ 44-2805



小貝川ふれあい公園 『春の山野草展』開催

一足早い春を感じて見ませんか。下妻市自然愛護協会の方々が丹精こめて育てた、身近な山野草を約300点展示します。春のふれあい公園の散策を兼ねて、ぜひご来館ください。(入館無料)

日時 = 4月21日(金) ~ 23日(日)
午前9:00 ~ 午後4:30
23日(日)は午後3:00まで
場所 = ネイチャーセンターギャラリー
共催 = 下妻市自然愛護協会 小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター

問合 小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター ☎ 45-0200

文学講演会(無料) 横瀬夜雨記念会

横瀬夜雨記念会では、文学講演会を開催します。ぜひご参加ください。

日時 = 5月14日(日) 午後1時40分(記念会総会終了後)
場所 = 下妻公民館 大会議室
講演[講師]市東真弓氏「夜雨詩歌雑感」/[講師]横瀬隆雄先生「野に山ありき」の背景

問合 市立下妻公民館 ☎ 43-7370

市立図書館「図書館まつり」

市立図書館では、「図書館まつり」を4月23日(日)に開催します。催し物をおこないますので、みなさまのご来館をお待ちしています。

9:00 ~
本のリサイクルフェア(1階交流

ホール)
10:30 ~
おはなしの花たば 絵本などのよみきかせ(1階児童室おはなしコーナー)
11:30 ~
雑誌の付録抽選会(2階ラウンジ)
13:00 ~
紙芝居おじさん(1階交流ホール)
14:00 ~
子ども映画会(2階映像ホール)

問合 市立図書館 ☎ 43-8811

ほっとランド・きぬ ゴールデンウィーク・イベント

フィットネスパーク・ウォークラリー ~ 隠された暗号を解きあかせ!! ~

日時 = 5月5日(金) 子供の日
正午から午後3時
場所 = フィットネスパーク・きぬ(公園施設) 雨天時は、館内で開催します
対象 = 子供から大人まで、どなたでも参加できます。
参加費 = 無料

<指令>
フィットネスパーク内に隠されたクイズを解いて暗号を解読し、出来るだけ早いタイムでゴールせよ!!
君も名探偵になれるかな?

みなさんの参加をお待ちしております

問合 ほっとランド・きぬ ☎ 30-4126

'06友情列車ひまわり号

今年も障害者と健常者が電車に乗り交流を図る「友情列車ひまわり号」が実施されます。

期日 = 6月3日(土)
行き先 = 葛西臨海水族館
申込期間 = 4月10日(月) ~ 5月10日(水)
実施要項、申込書は福祉事務所または社会福祉協議会にあります。

問合 (主催)
友情列車ひまわり号
茨城県西実行委員会
木田 郁夫
☎ FAX 28-0473



募集

市民ソフトテニス(軟式テニス)教室

ソフトテニス(軟式テニス)教室を次のとおり開催します。経験の有無は問いませんので、お気軽にご参加ください。

日時 = 4月2日(日)から11月26日(日)までの毎週日曜日 午前9時30分 ~ 正午まで(雨天中止)
場所 = 柳原球場テニスコート
対象者 = 市内在住、在勤の小学生から中高年までの方および市内ソフトテニスクラブに加入している方
参加費 = 年間1,000円(保険加入料は別途)
用意する物 = ソフトテニス用ラケット・テニスシューズ・運動できる服装

申込 市ソフトテニス連盟事務局
宮本 保 ☎ 44-2805
落合 和美 ☎ 44-6225
携帯 090-1057-3081
当日会場でも受け付けします

下妻市ソフトテニス
連盟会員募集

市ソフトテニス連盟では、下妻市、千代川村の合併に伴い、新規会員を募集しています。中学、高校でソフトテニスを経験した方、又は教室等でソフトテニスを学んだ方、ぜひご入会ください。

ソフトテニス教室で初心者や初級の方の指導をしていただく傍ら、自らも楽しみながら健康増進に役立ててください。市内大会や県西地区大会等、試合を楽しむ場もありますので、ご参加ください。特に旧千代川村在住の方、もう一度ソフトテニスを楽しみませんか。

申込 問合せ

下妻地区
[宮本 保] ☎ 44-2805
[落合 和美] ☎ 44-6225
携帯 090-1057-3081
千代川地区
[中山 義之] ☎ 44-1738
[市川 淳美] ☎ 44-6225

「新潟県中越地震災害義
援金」の受付について

日本赤十字社茨城県支部では、義援金を受け付けています。ご協力をお願いします。

募集期限 = 10月24日(火)まで
送金先 = 郵便局に備付の振込用紙をご利用ください。
[名義] 日本赤十字社 新潟県支部
[口座番号] 00530-2-2000
通信欄に「新潟地震」と明記してください。

郵便局窓口で取り扱いの振替手数料は免除されます。

問合せ 日本赤十字社茨城県支部
☎ 029-241-4516

茨城県育英奨学生
を募集します

県では高校生等を対象とした平成18年度の県育英奨学生を募集します。

- おもな申請資格
- ・県内に居住するものの子弟
 - ・人物・学業とも優良である(成績基準あり)
 - ・学資の支弁が困難である(収入基準あり)
 - ・平成17年度以降入学者(18年4月現在 1・2年生)
- 貸与月額
- ・国公立 自宅通学 18,000円
自宅外通学 23,000円
 - ・私立 自宅通学 30,000円
自宅外通学 35,000円

手続き = 希望者が在学している学校から申請書等の交付を受け、必要事項を記入の上、在学している学校に提出してください。

申請期限 = 5月24日(水) (各学校への提出期限は各校が定めていますので、注意してください)
その他 = 奨学資金は無利息で貸与終了月から6か月据え置き後、10年以内に半年賦または年賦に返還していただきます。

問合せ 県高校教育課
☎ 029-301-5245
FAX 029-301-5269
www.edu.pref.ibaraki.jp

鯉のぼりを鬼怒川
に泳がせよう

～鯉のぼり設置参加者募集～

5月21日(日)の「第15回花とふれあいまつり」に向けて、今年も鬼怒川の大形橋から鯉のぼりを泳がせます。そこで、親子で鯉のぼり設置に参加してくれる方を募集します。

また、お子さんが大きくなり鯉のぼりがいらなくなった方、鯉のぼりを鬼怒川で泳がせてみませんか？

日時 = 4月23日(日)
午前8時30分集合 雨天決行
集合場所 = 大形橋下(鎌庭側)
持ち物 = 飲み物、弁当、軍手、鯉のぼり
主催 = 花と1万人の会
いらなくなった鯉のぼりは、市都市整備課までご連絡いただくか当日お持ちください。また、「吹き流し」は設置できませんのでご了承ください。

問合せ 花と1万人の会事務局
(市都市整備課内)内線1722

ボーイスカウト隊員
とボランティア募集

小学2～3年生で野外活動に興味のある児童、および高校生以上のボランティア指導者を募集します。ボーイスカウト下妻1団では月2回、主に日曜日の午前中に活動しています。主な活動拠点は観桜苑(砂沼東岸)です。年会費は24,000円でその他キャンプ、スキー等の特別事業は実費をいただいています。現在の下妻1団の構成はカブ隊(小2～4年生)、ボーイ隊(小5～中2年生)で30余名がいます。自然観察、ハイキング、キャンプ、スキー等を行っています。下妻市、八千代町、旧石下町のみなさん、一緒に参加しませんか。

問合せ
ボーイスカウト
下妻第1団(須藤)
☎ 43-6269



行ってみよう！見てみよう！
裁判所 Part2

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの「憲法週間を記念して、ガイドツアーを実施します。平成21年5月までに始まる「裁判員制度」。裁判所ってどんなところだろう？裁判ってどんな風に行われるんだろう？興味を持った方はぜひご参加ください。

日時 = 5月11日(木) 午後1時30分～4時30分
場所 = 水戸地方 家庭裁判所下妻支部 <下妻乙99>
内容 = 裁判所内の見学(法廷、児童室、少年審判廷等)、刑事裁判傍聴、裁判員制度の説明・ビデオ上映、裁判官との質疑応答等
参加人員 = 20名程度(申し込み先着順とさせていただきます)
申し込み方法 = 電話にて氏名、参加人数、代表者連絡先をお知らせください。
主催 = 水戸地方 家庭裁判所

申込 問合せ 水戸地方 家庭裁判所
下妻支部庶務係 ☎ 43-6972

下妻生活学校会員募集

現在、「下妻生活学校」では、毎日の暮らしの中で、困っていることや希望していることなど具体的に出し合って、専門家の先生方と解決を図りつつ、学習を通じて家庭生活を整え、お互いの暮らしを健康で明るいものにしていくことを目的として活動しています。

興味のある方はお近くの会員または下記にお問合せください。

問合せ 市教育委員会 生涯学習課
内線2834

下妻市婦人会会員募集

現在、「下妻市婦人会」では、時代に適応できる婦人を目指して教養を高めるとともに、会員相互の親睦を図り、奉仕活動を通じて協調性や連帯感を養いよりよい地域づくりに寄与することを目的として市の行事などに協力しています。

また、「ボランティア活動は、良好な人間関係を育てる」(ボランティア活動はいうまでもなく、生身の人間同士の交際になる。交際範囲が広がればさまざまな人に接する機会が多くなる。ボランティア活動は、「なすことによって学ぶ」重要な生涯学習なのである)を心に活動しています。興味のある方は会員または市生涯学習課にお問合せください。

問合せ 市教育委員会 生涯学習課
内線2834

最適なライフステージで快適
な暮らし始めてみませんか

市施行、下妻東部第一土地区画
整理事業により造成した宅地を分譲
しています。

市役所や体育館・文化施設などの公共施設に隣接し、常総線下妻駅や下妻小学校にも近く利便性の良い宅地です。

<分譲区画18区画・坪単価155,000円より>

分譲概要

所在 = 本宿町2丁目、田町1丁目、田町2丁目
分譲区画 = 全41区画・今回18区画
分譲面積 = 165.00㎡(約50坪)～333.43㎡(約101坪)
価格 = 776万円～1,923万円

坪単価 = 15.5万円～19.9万円
最多価格帯 = 1,100万円台 9区画
上下水道完備 <加入負担金あり>

現地見学会開催

日時 = 4月15日(土)・16日(日)
午前9時～午後5時
受付場所 = 下妻東部第一土地区画整理事業地内テント <下妻駅と田町を結ぶ駅前田町線と、事業地を南北に走る東部中央通り線の交差点東部に設置> 現地見学会開催日以外も随時受付、現地案内をしています。

分譲価格表【18区画】

宅地番号	面積(㎡)	価格(円)	用途地域
1	216.47	11,451,263	
2	208.41	11,358,345	
3	165.01	7,755,470	
6	165.00	7,986,000	
10	189.49	11,445,196	
11	189.49	11,066,216	
12	189.49	11,066,216	
13	189.49	11,066,216	
15	326.37	19,223,193	
17	333.43	17,171,645	
21	232.05	11,579,295	
22	232.06	11,579,794	
23	232.06	11,579,794	
33	196.71	10,504,314	
35	244.78	12,924,384	
36	244.61	12,915,408	
37	229.95	12,509,280	
38	229.96	12,509,824	

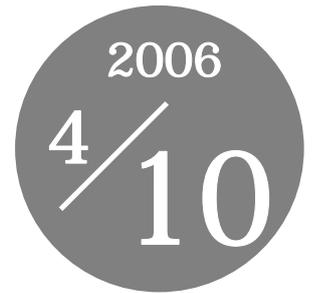
用途地域・容積率/建ぺい率
第一種住居地域 200/60
第一種低層住居専用地域 100/50
第二種中高層住居専用地域 200/60
第二種住居地域 200/600

申込 問合せ

保留地買受申込書に身分証明書・住民票抄本 納税証明書を添え市役所第二庁舎2階都市整備課区画整理係(内線1726)までお申込みください。



お知らせ版



No.3

発行 下妻市役所 (〒304-8501 下妻市本城町2丁目22番地 編集 秘書課
市役所へのお問い合わせ ☎ 0296 43 2111 (代表)
下妻市ホームページ www.city.shimotsuma.lg.jp

募 集

鬼怒川・小貝川河川愛護モニターの募集

活動内容 = 次の事項を河川管理者に最低月1回報告する。

- 近隣の方などから河川管理、河川利用等に関する特段の要望がある場合
- 河川環境が損なわれる、または河川利用上の障害となることがある場合
- ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した場合
- 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- 年に数回のモニター会議（意見交換会）への参加

資格 = 満20歳以上の鬼怒川・小貝川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち上記の活動内容を実行でき、年数回のモニター会議への出席ができる人

任期 = 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの2年間

募集人員 = 若干名

手当 = 月額 4,580円

選考方法 = 所要の人数以上の応募があった場合は、自治会等の地域に密着した活動に参画している人を優先

応募方法 = 「平成18・19年度 鬼怒川・小貝川河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入の上、5月19日(金)までに送付してください。応募要項は市建設課にあります。

申込 **問合せ**

国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所 占用調査課 ☎ 25-2151

健 康

いきいき体操教室

運動はあなたの健康維持、体力・筋力低下予防に効果的！

市スポーツ振興課、保健センターでは「いきいき体操教室」を開催します。ストレス発散、日ごろの運動不足解消のためにも、ぜひご参加ください。

講座名 = いきいき体操教室 上妻コース

期日 = 5月30日(火)・6月13日(火)・6月20日(火)
・6月27日(火)・7月4日(火)・7月11日(火)

場所 = 上妻市民センター

講師 = つくばトータルヘルスプラザ 健康運動指導士

時間 = 午前9時30分～11時30分

内容 = ストレッチ体操、リズム運動やセラバンドでの筋力トレーニング他、血圧、体重、体脂肪率、肺活量測定および簡単体力チェックなど
受講対象者 = 55歳から65歳ぐらいまで（市内在住、在勤者）

募集人数 = 30名

参加料 = 500円（保険代）

申込方法 = お電話にてお申込みください。定員になり次第締め切ります。

持参する物 = 体育館シューズ・タオル・飲み物
申込期間 = 4月13日(木)～5月19日(金) 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

申込 **問合せ**

市スポーツ振興課 内線2863
市保健センター 内線1554・1555

はつらつエクササイズ教室

脂肪燃焼、ストレス発散、いつまでも若々しく！運動にはさまざまな健康効果があります。生活の中に運動を取り入れてさわやかな汗をかきませんか。

市スポーツ振興課、保健センターでは「はつらつエクササイズ教室」を開催します。ぜひご参加ください。

講座名 = 春コース

期日 = 5月12日(金)・5月19日(金)・5月26日(金)・6月2日(金)・6月16日(金)・6月23日(金)

場所 = 市総合体育館

講師 = エアロビクスインストラクター

時間 = 午前9時30分～11時30分

内容 = エアロビクス、ストレッチ体操、ダンベル体操、セラバンドでの筋力トレーニング他
血圧、体重、体脂肪率、肺活量測定および簡単体力チェックなど

受講対象者 = 一般(市内在住、在勤者)

募集人数 = 30名

参加料 = 1,500円(保険代、運動教材代)

申込方法 = お電話にてお申込みください。定員になり次第締め切ります。

持参する物 = 体育館シューズ・タオル・飲み物

申込期間 = 4月13日(木)～4月28日(金)

午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)

申込 **問合せ**

市保健センター 内線1554・1555

市スポーツ振興課 内線2863

キッズくらの開催

お友達と楽しく体を動かしませんか。偶数月は親子エアロビ(30組)を、奇数月は親子リトミック(20組)を行います。5月は「親子リトミック」です。

日時 = 5月16日(火) 午前10:30から

対象 = 2歳以上の親子

場所 = 千代川保健センター

申し込み開始 = 5月1日(月) 午前9時～(申し込みは本人・家族の方のみとします)

動きやすい服装でご参加ください。

予約制ですので電話でお申し込みください。

(先着20名)

申込 **問合せ** 市保健センター ☎ 43-1990 (直通)

相談

県西地方交通事故相談所のご案内

交通事故に関する相談を受付しています。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

相談日時

[電話または面接相談]

毎週 月・火・水・金曜日

9:00～12:00・13:00～16:00

[弁護士相談]

毎週水曜日 13:00～16:00

弁護士相談は、事前予約が必要です。

問合せ 県西地方総合事務所 県民生活課 < 筑西市二木成615 筑西合同庁舎2階 > ☎ 24-9112

5月の相談

	日 時	場 所	問い合わせ
心配ごと相談	5月2日(火)・9日(火) ・16日(火)・23日(火) ・30日(火) 法律相談は9日と23日 午後1時30分～3時30分 (受付 午後1時15分～3時)	下妻公民館 2階和室 16日は 小会議室・ 研修室	社会福祉協議会 ☎ 44-0142 (予約制)
行政相談	5月19日(金) 午後1時30分～3時30分	下妻公民館 1階和室	秘書課 内線1212
人権相談 (困りごと)	5月26日(金) 午後1時30分～3時30分	下妻公民館 1階和室	福祉事務所 内線1583
納税相談	5月28日(日) 午前8時30分～午後5時	本庁舎 1階収納課	収納課 内線1363・1365